

グループ通算制度に関する実務 対応報告の最終化は6月を超え る？—ASBJ、税効果会計専門委

去る2月18日、企業会計基準委員会第71回税効果会計専門委員会を開催した。前回（本誌2021年3月1日号（No.1604）情報ダイジェスト参照）に引き続き、グループ通算制度に税効果会計を適用する場合の取扱いについて審議された。

文案の検討

第451回親委員会で「適用時の取扱い」に関して、「文案では、グループ通算制度の適用を『翌事業年度』としているが、たとえば、2年前（本年）から通算制度を前提として税効果会計を適用できないか検討してほしい」との要望が出されていた。

これに対し、事務局は「適用に係る税務上の取扱いについて、グループ通算制度を適用しようとする直前期より前の年度においては、申請後の承認の蓋然性が低くなると考えられる。また、通常、適用の承認を受けるのは適用開始の前の事業年度になると考えられ、連結納税制

度における取扱いと同様にグループ通算制度を適用するものとして税効果会計を行うのは、翌事業年度からとすることが適切と思われる。そのため、文案は修正せずに、『翌事業年度』のままとすることにした」と回答した。

コメント募集の文案

続いて、公開草案公表に係るコメント募集の文案が審議された。専門委員からは「コメント

国際会計

「会計方針の開示」・「会計上の見 積りの定義」に関する修正、公表

—ASBJ

去る2月12日、IASBは、IAS1号「財務諸表の表示」、IFRS実務記述書2号「重要な

性の判断の行使」、およびIAS8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を限定された範囲で修正する基準の修正を公表した。

今回の基準の修正は、次の2

募集の期間は今後検討するときにいるが、第1四半期決算の際、どのような状態になっているか、現時点でのイメージはあるか」との質問があった。

事務局からは「公開草案は3月公表を目指しているが、コメント募集期間を2カ月とすると、3月決算会社ではコメント募集期間が繁忙期となり、コメント期間の延長要請も考えられる。しかし、期間を延長すれば、最終化がさらに遅れ、第1四半期を超える可能性もある。最終化の早期化を優先するかどうかなど、引き続き検討していきたい」との回答があった。

会計方針の開示の改善

現行のIAS1号は、重要な（significant）会計方針を開示することを求めている。この際、どのような会計方針の情報を開示すべきかを決めるために、より多くのガイダンスが必要であるというフィードバックがあった。

IASBは今回これに対処するために、IAS1号およびIFRS実務記述書2号を修正している。

IAS1号の修正は、「重要な（significant）」会計方針という用語の代わりに、開示すべき情報の基準を明確にするため、「重要性がある（material）」会計方針を開示することを求めることになった。

本修正では、財務諸表に含まれるその他の情報とあわせて検討された際に、財務諸表の利用者の意思決定に影響を及ぼすような場合には、その会計方針に関する情報は「重要性がある（material）」とされている。

さらに会計方針の開示に関して意思決定する際の重要性の概念の適用の助けになるように、IFRS実務記述書2号が修正さ

処する。

れ、重要性の概念を会計方針の開示に適用する方法についてのガイダンスが示されている。

会計上の見積りの明確化

またこれとは別に、IAS8号の修正も公表されている。

この修正は、会計上の見積りに関して新たな定義を導入し、会計上の見積りの変更を会計方針の変更や誤謬の訂正とどのようにに区別すべきかを明確にしている。

この区別が重要になる理由は、会計上の見積りの変更は、将来の取引およびその他の将来の事象のみについて将来に向かって適用されるが、一方で会計方針の変更は、一般的には過去の取引およびその他の過去の事象に遡及適用されるためである。

このように会計方針と会計上の見積りの区分は、IAS8号が、会計方針の変更か、会計上の見積りの変更かにより、会計処理について異なる取扱いを設けていることにより、意味を持つている。

今回の修正により、会計上の見積りは、「測定に関する不確実性を伴う財務諸表における金額」と定義されている。

基準の修正において、会計方

針と会計上の見積りの区別を明確にするための整理がされ、会計方針は、財務諸表におけるある項目を不確実な測定を伴う方法により測定することを求めることがあるとされている。すなわち会計方針は、直接的には測定できない見積りによる金額により、ある項目を測定することを求めることがあるため、会計方針により決められた目的を達するために会計上の見積りが必要になるという関係になる。

したがって、会計上の見積りは、典型的には、最新の信頼性を求めることがあり、適用関係

適用関係

今回のIAS1号およびIAS8号の修正は、2023年1月1日以後開始する事業年度に適用される。また、早期適用が認められている。

金融

原油価格上昇や経済政策で米インフレ率上昇懸念

米長期金利の上昇が続いている。2月16日の米国債市場では10年物国債の利回りが1.3%まで上昇した。昨年の新型コロナウイルス感染症拡大により、年初の1.8%台から3月に0.5%台まで急低下した分を戻す過程にある。経済活動もGDPデータでは昨年第4四半期には2018年第3四半期の水準まで戻している。懸念材料は、期待インフレ率が高まっていることとが挙げられる。

会計・監査 カンメの要

AQRを「存じ」ですか

公認会計士
手塚 仙夫

AQRとは、監査品質の指標という意味である。会計不祥事がなくならないなか、これらに対する効果的な対応策を、金融庁や日本公認会計士協会などの関係機関がいろいろ実施してきたが、会計不祥事根絶とまではいつていない。そんななか、日本公認会計士協会は2018年に「監査品質の指標（AQR）」に関する研究報告」（以下、「研究報告」という）を公表した。

監査品質を指標化することはどういうことかという点、監査事務所や監査チームがどのような体制で監査を実施しているかについて、いくつかの情報を公表しそれによって監査品質のレベルを判断してもらおうというものである。AQRには、2つの柱がある。1つは監査事務所としての状況を示すものであり、もう1つは、具体的な監査業務に関する監査チームの状況である。監査事務所の状況に関する情報は、監査法人のガバナンス・コードに基づき外部に公表することを想定している。一方、監査業務に関する情報は、一般に公表するものではなく監査契約ごとに被監査会社の監査役等へと報告され、監査役等の監査人の評価に利用される

ることを想定している。以下にそれぞれの内容について紹介する。研究報告では、AQR項目の例示として19項目示している。このうち3つ（後記⑩、⑪、⑫）は監査事務所レベルと監査業務レベルに共通のものとしているため、実際は、①監査事務所の職位ごとの人員構成、②監査に従事するパートナー・マネジャーとスタッフとの比率、③品質管理業務の人員数、④監査業務に従事する常勤の社員および専門職員の作業負荷の状況、⑤監査事務所内の監査品質に関する意識調査、⑥退職率（離職率）、⑦研修時間、⑧履修した研修に関するアンケート調査結果、⑨人材交流（出向・異動）、⑩外部機関による検査等、⑪監査事務所における内部検証、⑫独立性に関する検査、⑬規制当局等による処分、⑭内部統制の不備等の報告（監査業務レベルのみ）、⑮監査チームの総監査時間および上位者（審査担当者を含む）の関与時間（監査業務レベルのみ）、⑯監査チームメンバーの構成と経験（監査業務レベルのみ）の16項目である。

監査業務レベルのAQRについては、すでにかなり以前から実践されているが、監査事務所レベルのAQRについてはこれから実務が動き出すことになる。本チームの問題は、これら監査事務所レベルのAQRで監査品質の何がわかるかである。監査品質とは何かといえば、監査結果が100%信頼できるという意味での品質である。研究報告で例示されている項目だけでは、その監査事務所が作成した監査報告書が、自動的に100%信頼できる保証になっているかどうかの判断は難しい。私がいたのは、それぞれ例示されている項目の運用実態がポイントであるということであるが、これを文章で表現するのは極めて難しい。

この研究報告の意義は、従来みえていなかった監査事務所の中が外から少しみえるようになったことである。AQRの利用者の心得としては、監査事務所間の比較、過去の監査失敗の経験値および各AQRの記載内容の懐疑的な深掘りを行うことである。監査品質は、監査担当者全員の資質により大きく左右される。AQRの利用者は、監査事務所として所属人材の個々の資質を向上させる施策が、適切に行われているかどうかを入手可能な情報から見極めることが大切である。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2021年 2月12日	令和元年会社法改正に伴う上場制度の整備に係る有価証券上場規定等の一部改正について	東証	改正会社法を踏まえ、すべての上場会社に対し社外取締役を1名以上確保することを義務づけるとともに、電磁的方法による株主総会資料の早期提供に関する努力義務規定の改正を行うなど、所要の整備を図るもの。 https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/revise/nlsgeu000005b2b9-att/gaiyou.pdf	—
2021年 2月16日	「記述情報の開示の好事例集2020」の追加・公表	金融庁	「記述情報の開示の好事例集2020」について、新たに「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー状況の分析(MD&A)」の開示の好事例を追加・公表したもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210216-2.html	—

証券

日経平均、3万円大台突破の意義

指数(CPI)は、コア指数が2カ月連続前月比同水準で推移、物価上昇は抑制されている形だ。

しかし、ブレイク・イーブン・インフレ率は国債市場で形成されるインフレ予想値を織り込んだ値となるため、市場の今後のインフレ高進予想は弱まっていることになる。その要因は、まずバイデン政権による1・9兆ドルの経済対策がある。これは、感染症対策という性質上、直接給付金や失業保険給付など、個人に直接行き渡る資金が多く、サマーズ元財務長官が

指摘しているように、今後の物価押上げ要因となる可能性が高い。実際、個人向けの給付金が、株価押上げ要因となつているとみられる。経済対策は需要牽引型の物価上昇となるため、一定水準までは容認できる。

より警戒すべきは、2月15日にWTIで60ドルを超えた原油価格との見方もある。2月からサウジアラビアが追加減産を始めた要因が大きい。ただ、サウジ以外の国が減産枠を順守する姿勢で、サウジも値上げを見送る配慮の姿勢もみえるため、今後の動向が注目される。

2月15日、日経平均は30年振りに3万円台の大台に乗った。昨年末からの上昇の勢いのままに、大台突破となった。この株価水準について経済実態の反映だ、バブルだ、と見方は分かれるが、大きな目標到達であることは間違いなく、一般投資家の心理に強い影響を与えたとみられる。

振り返ってみると、安倍前首相が8年前にアベノミクスを宣言したとき、日経平均は1万円

程度、民主党政権時代の4桁株価からようやく脱したばかりだった。アベノミクス宣言後、株価は一進一退の状態も続いたが、GDPのもとつきに比べ企業収益は順調で、税引後利益は2017年度まで5年連続増益を維持した。売上高の伸び以上に利益の伸びが大きく、減収でも増益という年もあったように、企業体質の改善が進んでいくことを物語っている。

2018年度、2019年度

と連続減益となったが、売上高利益率の水準はなお高いといえる。2020年度はコロナ禍で惨憺たる数字になると予想されてきたが、最近の同第3四半期の実績を踏まえ、業績を上方修正する企業も見受けられる。

アベノミクス下で、日経平均は2015年4月に2万円台に回復したが、2016年6月には1万5,000円を割つた。そこから切返しに転じたが、2017・2019年は2万円前後・2万4,000円の往来相場に終始した。日経平均

がはつきり動意をみせるのは、2020年秋からである。昨年11月から3万円突破までの日経平均は、20%を超える上昇を達成しており、主要国中でもトップレベルの株価上昇率である。

この日経平均の急上昇は、内外の投資家による日本のコロナ禍対応への評価の表れであるとの指摘もあり、まだしばらく日経平均の高値追いは続くことも考えられる。このため、バブルか否かの議論は世界のコロナ禍の収束がみえてからでもよいのではないか、との声もある。

経理用語の豆知識



種類株式の貸借対照表価額

種類株式(数種の株式、転換予約権付株式、強制転換条項付株式)のうち、形式的には株式であっても、発行会社が一定の時期に一定額で償還すると定めている種類株式や、発行会社や保有者が一定額で償還する権利を有し取得時点において一定の時期に償還されることが確実に見込まれる種類株式は、原則的には債券と同様の性格を持つと考えられるため、その貸借対照表価額は債券の貸借対照表価額と同様に取り扱うこととされている。

市場価格のある種類株式については、時価をもって貸借対照表価額とされ、転換を請求できる権利を行使して容易に市場価格のある普通株式に転換し取引できるような場合も市場価格のある株式として取り扱われる。

市場価格のない種類株式は、取得価額をもって貸借対照表価額とされ、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理される。